

生成A I 導入・支援業務委託 仕様書

本仕様書は、「生成 AI 導入・支援業務委託プロポーザル実施要領」に基づく公募型プロポーザルについて、その仕様を定めるものである。本仕様書は公募型プロポーザル提案用の調達仕様書であり、契約を締結する際には受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で仕様書を改めるものとする。

1 業務名

生成A I 導入・支援業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、周南市が発注する「生成A I 導入・支援業務委託」に適用する。

3 業務の目的

文書作成やアイデア出し等に生成A I を活用することで、業務の効率化を図り、職員一人ひとりの生産性を高めることや、職員が、人ではないとできない業務に注力できる環境を整備することを目的とする。

4 業務内容

- (1) 想定する業務（文書作成、文書添削、文書要約、アイデア出し等の文書生成業務、庁内ナレッジ検索等のRAGを活用した文書生成業務）等で活用することができる生成A I サービスを導入する。
- (2) 導入する生成A I サービスの特性を踏まえて、生成A I の基本的な仕組みやサービスの利用方法に関する学習機会（研修の実施、動画・資料等の提供）を提供する。

5 契約期間

契約締結日 から 令和8年9月30日 まで

6 履行場所

周南市役所及び発注者が指定する場所

7 生成A I サービスの提供について

- (1) サービス提供期間
サービス提供開始日 から 令和8年9月30日 まで
※サービス提供開始日は、原則、令和7年10月1日とする。
- (2) サービスの必須機能要件
別紙1「機能要件一覧」のとおり。
- (3) サポート等の必須非機能要件
別紙2「サポート等非機能要件一覧」のとおり

8 学習機会の提供について

(1) 学習機会の提供方法

研修の実施、動画提供、資料提供等の提供方法は任意とし、複数の方法を組み合わせることも妨げない。

ただし、サービス提供開始日から15日以内に初回の学習機会を提供することとし、実施期間中に市職員（約1,500人）が学習を行えるような内容とすること。

提供方法が研修の実施のみの場合は、令和8年4月1日から令和8年9月30日の間も職員が学習機会を得られるように、研修の録画データを提供すること。

(2) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、実施期間は提供した学習機会の利用期間を定めるものではなく、動画や資料等の繰り返し利用できる教材は少なくとも契約期間中は無制限に利用可能であること。

(3) 提供する内容

生成AIの利用に慣れていない職員が業務で使用する上で、必要な基礎知識を習得できる内容（プロンプトエンジニアリングに関する内容や、生成AIを利用する上で注意する点等を想定）や、サービスの特性を踏まえて自治体の業務での活用方法等を学習できる内容を想定する。

9 実施体制

(1) 業務責任者

受注者は業務実施の全体調整をする業務責任者を1名定めなければならない。

なお、業務責任者は国または地方公共団体での生成AI導入業務またはこれに類する業務で、1回以上業務責任者として携わった経験がある者から選出すること。

(2) 担当者

受注者は業務責任者の他に、本業務に関する担当者を2名以上定めなければならない。

なお、当該担当者の役割は任意だが、学習機会の提供に携わる者、サービスの保守やサポートに携わる者を想定している。

10 支払い条件

(1) 委託料

本業務は、月ごとの支払いとする。

学習教材の提供にあたって必要な経費がある場合は、学習教材の提供を行った月の支払いに含めて請求すること。ただし、学習教材の提供が複数月にまたがる場合は、最後に学習教材の提供を行った月の支払いに合算すること。

初期構築費用等のサービス提供に必要な経費がある場合は、初回の支払いに含めて請求すること。

(2) 委託料の支払い

受注者は、毎月のサービス給付完了後、発注者に通知する。発注者は給付完了の通知を受領してから10日以内に当該月分の給付内容について検査を行う。受注者は、前述の検査に合格した後、当該月分の請求書を提出し、発注者は、受注者からの適法な請求書が到達してから30日以内に委託料を支払うこととする。

1 1 契約条件

(1) 秘密の保持

受注者は、業務履行の途中で知ることとなった情報の取り扱いに厳重に注意し、第三者に情報が漏えいしないように万全の防止策を講じること。サービス利用に関する規約に、秘密保持に関する条項を盛り込むものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報保護法等の関係法規を遵守すること。

1 2 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、本市の指示に従うものとする。

<用語>
ユーザー：サービスを利用する職員
管理者：サービスの運用を管理する職員

項番	分類（機能要件） 大分類	小分類	内容	備考
	利用環境			
		アカウント		
1			ユーザー1,500人が利用できるライセンス等を提供できること。	
2			個別のユーザーアカウントを登録可能なこと。	
3			アカウントの管理や、ログ監視等の運用を管理する管理者用アカウントが登録できること。	
4			管理者はユーザーアカウントの登録、変更、削除が行えること	
		入力トークン数		
5			1,500人の職員の20％が1月あたり50,000文字が入力できるトークン想定数（1月当たり合計1,500万文字想定）以上とすること。	
		言語		
6			日本語に対応していること。	
		利用環境		
7			利用ブラウザはMicrosoft edgeまたはGoogle chromeに対応していること。	
8			LGWAN-ASPに登録されたクラウドサービスであること。	
9			周南市ではデータレスPC「Passage」を導入しており、ローカルドライブにユーザデータの保存ができない仕組みとしている。 導入するサービスがPassageでも動作すること。	
	サービス拡張性			
		RAG機能		
10			アップロードしたデータに基づいて回答を生成するRAG(検索拡張生成)機能があること。	
11			アップロードするファイルの形式はtxt、csv、pdf、doc、docxに対応していること。	
	言語モデル			
		言語モデル		
12			ChatGPT 4 o又はGemini1.5Proと同等以上の文章の生成能力を有すること。	
13			利用する言語モデルはDeep Seek社のサービスでないこと。または、複数の言語モデルの選択ができるサービスでDeep Seek社の言語モデルを選択可能な場合、ユーザが利用可能な言語モデルを管理者またはシステムで制限することができること。	
	セキュリティ			
		セキュリティ		
14			管理者がユーザー毎のログ等の利用状況を確認できること。	

<用語>
ユーザー：サービスを利用する職員
管理者：サービスの運用を管理する職員

項番	分類（機能要件） 大分類	小分類	内容	備考
15			入力した内容が周南市組織以外での学習利用されないこと。	入力した内容は一切学習利用されない、または周南市組織での利用に限った学習利用ができることを想定しています。
16			アップロードしたデータは周南市組織以外が利用できないこと。	他組織の利用において、周南市組織がアップロードしたデータを基にした生成がされないことを想定しています。

<用語>
ユーザー：サービスを利用する職員
管理者：サービスの運用を管理する職員

項番	分類（サポート等非機能要件） 大分類	小分類	内容	備考
	利用環境			
		稼働時間		
1			365日24時間サービスを利用可能なこと	メンテナンス等の保守に必要な停止時間は除きます。
		トークン数		
2			入力トークン数が月の上限に達した場合は、サービスの利用停止や、入力トークン数の上限がない言語モデルに限った使用とすることが可能なこと。	契約時に想定した入力トークン数上限に達した場合に、意図しない費用負担が発生しないための項目です。
	学習教材			
		学習教材の提供		
3			提供するサービスの特性を踏まえて、生成AIの基本的な知識や利用方法に関する学習機会（研修の実施、動画・資料の提供等）を提供すること。	
4			学習教材が資料や動画の提供の場合は、少なくとも契約期間中は無制限に利用可能であること。	
5			学習教材が研修の実施の場合は、令和7年度中に1,500人が受講可能な形式とすること。	Web配信での実施や、複数回開催、研修の録画データ提供等を想定しています。
		サポート体制		
6			平日9時-17時に管理者からの問い合わせに対応可能なこと。	問い合わせ内容の即時回答は想定しておらず、問い合わせの受付が可能であれば要件を満たすものとしします。
	サービス利用料			
		サービス利用料		
7			サービス利用料は契約時に定めた固定料金とし、周南市の意図しない費用負担が発生しないこと。	料金変更ができない仕組みの想定ではなく、周南市が要望した場合は、別途追加契約等により利用料金に変更が発生することも想定しています。項番2と同様に意図しない費用負担を制御したい意図での項目です。
	セキュリティ			
		セキュリティ		
8			周南市の求めるセキュリティ要件の必須項目を全て満たすこと。	別紙3「セキュリティ要件」参照
9			サービス提供事業者は周南市の利用環境に原則アクセスしないこと。	調査等のために、周南市がアクセスを依頼した場合は含みません。

別紙3「セキュリティ要件」

＜必須/推奨について＞

必須: 満たすべき必要がある要件

推奨: 満たすべきだが、満たさないことを許容できる要件

項番	区分	要件	必須/推奨
1	セキュリティ評価制度 ※アプリケーション	利用しようとするクラウドサービス(アプリケーション)が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(Information system Security Management and Assessment Program: 通称、ISMAP(イスマップ))への登録が行われていること。	推奨
2	情報セキュリティ対策	サービス提供業務の遂行のために提供する情報(契約等の手続に付随してクラウドサービス事業者が知りうる利用者情報等)を、サービス提供業務の遂行目的外で利用しないこと。情報の目的外利用の禁止に対する遵守(義務)の表明をすること。	必須
3		サービス提供を行う組織若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、本市の意図しない変更が加えられないための管理体制について提示すること。	必須
4		サービス提供事業の事務所、運用場所(地域(リージョン))が特定できるようにすることを情報提供すること。提供にあたっては文書にて内容を確認すること。	必須
5		情報セキュリティインシデントが発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための対処方法(対処手順、責任分界、対処体制等)について提示すること。	必須
6		障害や情報セキュリティインシデントの発生、監査結果等によって、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合の対処(改善の実施等)方法について提示すること。	必須
7	クラウドサービス終了時	データを消去する際に、データを復元できないように電子的に完全に消去すること。また、データを消去した証明書又は報告書を提示すること。	必須
8	データの所在	市が登録したデータは、本市に確実に提供でき、提供後のデータの所有権・管理権は、市が保有すること。また、市が登録したデータは、本契約に明示的に定められているところを除き、本市の承諾なく、利用できないものとする。	必須
9	再委託	サービス提供を行う組織が本市の情報を取り扱うに際して、その取り扱いを再委託していない、または、再委託する場合に事前に通知または公開すること。	必須
10	データ暗号化	機密性の高いデータについて、暗号化等によって蓄積・伝送データを保護できること。	必須
11	ログ取得	クラウドサービス上におけるアクセスログ等の証跡に係る保存期間について、一定期間の保存が可能であること。その手法について提示すること。	必須
12	脆弱性対策	クラウドサービス上の脆弱性を発見する方法があり、実施可能であること。その手法について提示すること。	必須
13	不正アクセス対策	通信内容を監視する等により、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知できること。	必須
14	機器停止	クラウドストレージサービスを提供するにあたって使用している機器(サーバ等)に異常があった場合、検知できること。 また、機器を死活監視し、停止した場合、検知できること。	必須
15	データ取扱い時の権限管理	データの取り扱いについて、権限管理及びアクセス制御を行うこと。	必須
16	保守端末	保守端末は、認証管理、持出管理、施錠管理、ログ管理等によりセキュリティを確保していること。	必須